

# 社会福祉法人 三原のぞみの会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営

### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 移動支援事業の経営
- (ヘ) 居宅介護等事業の経営
- (ト) 老人デイサービス事業の経営
- (チ) 老人短期入所事業の経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヌ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ル) 一時預かり事業の経営
- (フ) 病児保育事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三原のぞみの会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県三原市明神三丁目16番20号に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を広島県三原市小泉町1044番地及び広島県三原市明神一丁目18番1号及び広島県三原市西野三丁目8番18号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、別に定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 評議員に対して、1日2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度3月及び6月の2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### （招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### （決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

#### （議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

### ( 役員の定数 )

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名以内で業務執行理事を置くことができる。

### ( 役員の選任 )

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### ( 理事の職務及び権限 )

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### ( 監事の職務及び権限 )

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### ( 役員の任期 )

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

### ( 役員の解任 )

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### ( 役員の報酬等 )

第21条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあること

のみによっては支給しない。

- 2 役員に対して、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

#### (職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

### 第5章 理事会

#### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会議に出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

### 第6章 資産及び会計

#### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種と

する。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三原市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には三原市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 福祉用具貸与事業 (きぼう)
- (2) 福祉用具販売事業 (きぼう)
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 日中一時支援事業
- (5) 福祉有償運送事業
- (6) 住宅改修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は、公益事業に充てるものとする。

## 第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由

により解散する。

#### ( 残余財産の帰属 )

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第 9 章 定款の変更

#### ( 定款の変更 )

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三原市長の認可(社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三原市長に届け出なければならない。

### 第 10 章 公告の方法その他

#### ( 公告の方法 )

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人三原のぞみの会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。なお解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

#### ( 施行細則 )

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	今井維清
理 事	田中昇治
”	正田良三
”	沼田 疑
”	吉川正義
”	脇 友彦
”	渡辺 実
監 事	浦谷清司
”	新川隆一

1. この定款は昭和 51 年 1 月 8 日、厚生省収児第 10 号により、設置認可され施行する。

2. 附則(平成 3 年 1 月 25 日広島県知事認可)指令福祉第 59 号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

3. 附則(平成 4 年 3 月 13 日広島県知事認可)指令福祉第 62 号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。



4. 附則（平成4年7月3日広島県知事認可）社第14号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

5. 附則（平成9年2月24日広島県知事認可）指令社第83号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

6. 附則（平成11年7月6日広島県知事認可）指令社第30号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

7. 附則（平成14年1月28日広島県知事認可）指令福祉第32号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

8. 附則（平成15年11月20日広島県知事認可）指令福祉第35号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

9. 附則（平成16年1月27日広島県知事認可）指令福祉第50号

この定款の変更は、評議員会の立ち上がった日から施行する。

10. 附則（平成17年1月26日広島県知事認可）指令福祉第64号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

11. 附則（平成18年9月13日広島県知事認可）指令地福第40号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

12. 附則（平成19年6月19日広島県知事認可）指令地福第18号

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

13. 附則（平成20年1月21日広島県知事受理）

この定款の変更は、平成19年8月25日から施行する。

14. 附則（平成21年5月12日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

15. 附則（平成22年2月1日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

16. 附則（平成22年4月30日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

17. 附則（平成24年5月15日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

18. 附則（平成25年1月8日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

19. 附則（社会福祉法の改正）

所管庁の変更に係る第11条、第19条、第31条、第32条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

20. 附則（平成25年4月22日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

21. 附則（平成26年5月9日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

22. 附則（平成26年12月15日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

23. 附則（平成28年6月27日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

24. 附則（平成29年1月24日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の認可の日にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成29年4月1日から施行する。

25. 附則（平成30年12月5日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の認可の日にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成31年4月1日から施行する。

26. 附則（令和元年7月5日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

27. 附則（令和2年5月29日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

28. 附則（令和2年8月7日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

29. 附則（令和3年3月18日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

30. 附則（令和4年9月13日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

31. 附則（令和5年7月12日三原市長認可）

この定款の変更は、三原市長の変更認可があった日から施行する。

## (別表) 基本財産の表示

1 現金 11,141,033円

2 土地

用途	所在	地番	地目	地積 (㎡)
ホーム田野浦の敷地	三原市田野浦一丁目	762番3	宅地	131.06
チューリップの敷地	三原市明神二丁目	14番21	宅地	335.80
きぼう介護センターの敷地	三原市明神三丁目	395番1	宅地	326.02
きぼう介護センターの進入路 (共有持分2分の1)	三原市明神三丁目	395番6	公衆用道路	29
きぼう介護センターの進入路 (共有持分10分の1)	三原市明神三丁目	463番1	公衆用道路	87
ホームガーベラ・きぼう短期入所事業所の敷地	三原市明神三丁目	458番1	宅地	1190.07
peesの敷地	三原市明神三丁目	457番4	宅地	526.70
peesの敷地	三原市明神三丁目	457番5	宅地	297.50
peesの敷地	三原市明神三丁目	457番6	宅地	146.11
以下、特別養護老人ホーム白滝園の敷地	三原市小泉町字塔之端	1000番3	宅地	21.40
	三原市小泉町字塔之端	1007番	宅地	135.00
	三原市小泉町字塔之端	998番1	宅地	994.71
	三原市小泉町字吉井山	10118番8	宅地	698.46
	三原市小泉町字王地	1066番2	宅地	772.48
	三原市小泉町字塔之端	998番2	山林	85
	三原市小泉町字塔之端	997番	原野	39
	三原市小泉町字吉井山	10118番1	山林	354
	三原市小泉町字吉井山	10118番4	山林	670
	三原市小泉町字吉井山	10118番12	山林	155
	三原市小泉町字王地	1045番1	山林	1039
	三原市小泉町字王地	乙1045番	山林	95
以下、盲養護老人ホーム白滝園の敷地	三原市小泉町字塔之端山	10116番6	宅地	3997.86
	三原市小泉町字塔之端	1000番	宅地	1181.15
	三原市小泉町字塔之端山	10116番1	保安林	1080
	三原市小泉町字塔之端山	10116番7	山林	33
	三原市小泉町字塔之端山	10116番8	保安林	1330
	三原市小泉町字塔之端山	10116番9	保安林	180
以下、障害者支援施設の泉の里の敷地	三原市小泉町字王地	1044番	宅地	608.04
	三原市小泉町字王地	1043番	宅地	32.91
	三原市小泉町字王地	1043番2	宅地	35.60
	三原市小泉町字王地	1045番2	宅地	517.53
	三原市小泉町字王地	1029番1	宅地	2329.84
	三原市小泉町字王地	1029番2	宅地	5.66
	三原市小泉町字吉井山	10118番5	宅地	456.92
	三原市小泉町字王地	1038番1	宅地	1575.40
	三原市小泉町字塔之端山	10117番4	宅地	149.61
	三原市小泉町字塔之端山	10117番8	宅地	22.63
	三原市小泉町字塔之端山	10116番4	保安林	6.12
デイサービス白滝園の敷地	三原市小泉町字王地	1066番1	宅地	1965.52
みのり生活介護事業所の敷地	三原市宮浦一丁目	6番2	宅地	418.68
以下、紅梅認定こども園の敷地	三原市西野五丁目	946番4	宅地	3093.62

	三原市西野五丁目	950 番 3	宅地	94.64
	三原市西野五丁目	951 番 4	宅地	103.12
	三原市西野五丁目	946 番 1	宅地	115.07
	三原市西野五丁目	946 番 3	宅地	176.42
きぼう介護センターの敷地	三原市明神三丁目	462 番 1	雑種地	336
計 46 筆				

### 3 建 物

用 途	所 在	種 類	構 造	床面積 (㎡)
三原きぼう作業所	三原市明神一丁目 761 番地 1、769 番地 6、761 番地 1 先	事務所・作業場	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板・アルミニウム板葺平家建 1 棟	538.86
ホーム田野浦	三原市田野浦一丁目 762 番地 3	居宅	木造セメント瓦葺 2 階建 1 棟	74.70
チューリップ	三原市明神二丁目 14 番地 21	作業所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 1 棟	199.26
子育て支援センターのぞみ	三原市西野三丁目 1567 番地 1、1569 番地、1567 番地 2	幼保連携型認定こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建 園舎 1 棟	285.00
きぼう介護センター	三原市明神三丁目 395 番地 1	サービスセンター	木・鉄骨造瓦葺 2 階建 1 棟	201.04
ホームガーベラ きぼう短期入所事業所	三原市明神三丁目 458 番地 1	児童福祉施設・ケアホーム	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 1 棟	471.53
ぴーす	三原市明神三丁目 457 番地 4 (1 階部分)	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 棟	168.00 (1 階 84 ㎡) (2 階 84 ㎡)
法人事務所	三原市明神三丁目 457 番地 4 (2 階部分)	事務所		
ぴーす	三原市明神三丁目 457 番地 5	居宅	木造瓦葺平家建 1 棟	136.18
障害者支援施設泉の里	三原市小泉町字王地 1044 番地・1045 番地 2	寄宿舍・事務所・訓練室	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建	1 階 341.00 2 階 595.04 3 階 539.00
特別養護老人ホーム白滝園	三原市小泉町字塔之端 1000 番地	物置	鉄骨造ストレート葺 2 階建	1 階 40.75 2 階 40.75
特別養護老人ホーム白滝園	三原市小泉町字塔之端 1000 番地、998 番地 1、1000 番地 3	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1 階 1264.09 2 階 1195.74
盲養護老人ホーム白滝園	三原市小泉町字塔之端山 116 番地 6	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	1 階 715.59 2 階 719.62 3 階 672.87 4 階 642.62
デイサービス白滝園	三原市小泉町字王地 1066 番地 1	養護所	鉄骨造陸屋根平家建	375.74
みのり生活介護事業所	三原市宮浦一丁目 6 番地 2	サービスセンター	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	1 階 158.41 2 階 145.81
みのり作業所	三原市宮浦四丁目 3 番地 17	作業所	鉄骨造ストレートぶき 2 階建	1 階 240.74 2 階 145.80

幼保連携型 紅梅認定こども園	三原市西野五丁 目 946 番地 4、 950 番地 3	保育所	園舎 2 棟 鉄骨造合金メッ キ鋼板ぶき 2 階建 鉄骨造合金メッキ鋼 板ぶき 2 階建	1574.15 1階 440.29 2階 304.30 1階 437.96 2階 391.60
こども発達支援センタ ーのぞみ	三原市西野三丁 目 1558 番 3	児童福祉施 設・保育室	園舎 2 棟 軽量鉄骨造合金メッ キ鋼板ぶき平家建	351.23 119.24
		保育所	鉄筋造ステンレス鋼 板葺平家建	231.99
計 19 棟				